

## 工事仕様書

- 1 工事に要する費用は、すべて申請人で負担します。
- 2 工事において、道路・水路等の公共施設は損傷しないように十分注意しますが、万一損傷した場合には貴町職員に連絡し、その指示により申請人の責任において速やかに復旧します。
- 3 工事の施工に際しては、添付図面・仕様書に基づき施工します。
- 4 工事中は、工事標識・保安設備等を完備し、夜間は注意灯を設置し一般通行人及び附近住民に危険を及ぼさないよう措置します。
- 5 工事用材料は、別に指示のない限り日本産業規格等により検査及び試験に合格した製品を使用しますが、変質等の恐れがある製品は使用しません。
- 6 工事用材料の規格・種類及び使用箇所は、添付図面に明示します。
- 7 工事中は、豪雨・出水・その他天災に対しては十分な注意を払い、常にこれに対処できるように準備しておきます。
- 8 工事完了後は、速やかに工程写真・完了関係等関係書類を提出し貴町職員の検査を受けます。
- 9 その他の事項については、愛知県建設部「工事標準仕様書」によるほか、貴町職員の指示に従い施工します。